

諮問日：平成27年12月9日（平成27年度（最情）諮問第9号）

答申日：平成28年4月14日（平成28年度（最情）答申第3号）

件名：司法修習生の兼業許可の具体的基準を定めた文書等の不開示判断（不存在）
に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「司法修習生の兼業許可の具体的基準を定めた文書（最新版）」（以下「本件開示申出文書1」という。）及び「司法修習生の実務修習庁会を決定する基準が書いてある文書（最新版）」（以下「本件開示申出文書2」といい、本件開示申出文書1と併せて「本件各開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、これらの文書はいずれも作成又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの本件各開示申出文書についての裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成27年11月6日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件各開示申出文書が本当に存在しないか不明である。

司法修習生の兼業許可について、最高裁判所事務総長の理由説明書では、法科大学院における学生指導についてしか言及されていないが、平成26年4月1日時点で、司法修習生は、アルバイトとして司法試験の予備校の講師等、進学塾の講師等及び家庭教師としての個別指導をしているから、これらのアルバイトが許可されるかどうか分かる本件開示申出文書1が存在するといえる。

また、平成26年11月に採用された司法修習生が1762人いることや、

平成25年度歳出予算額としての司法修習生旅費に不足が生じて目間での流用がされており、平成26年11月以降に採用された司法修習生については予算の流用を行う必要がないように慎重に実務修習庁会を決定しているといえることからすれば、本件開示申出文書2は存在するといえる。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

最高裁判所事務総長の説明は、理由説明書によれば、以下のとおりである。

1 最高裁判所の考え方

原判断においては、本件各開示申出文書はいずれも作成又は取得していないとして不開示としたが、当該判断は妥当である。

2 理由

(1) 司法修習生は、いわゆる修習専念義務を負い（裁判所法67条2項）、最高裁判所の許可を受けなければ、「他の職業に就き、若しくは財産上の利益を目的とする業務」（兼職、兼業）を行うことができないものとされている（司法修習生に関する規則（以下「規則」という。）2条）ところ、平成25年7月の政府の法曹養成制度関係閣僚会議において、最高裁判所に対し、司法修習生の兼業の許可について、従来の運用を緩和する旨の措置を実施することが期待されるとの決定がされ、最高裁判所においても、こうした状況等も踏まえて兼業許可の在り方について検討した結果、事例ごとに業務内容等の個別具体的な事情を検討し、司法修習生の中立公正性や品位を損なわないなど司法修習に支障を生じない範囲で、兼業を許可することとし、これまでの運用を緩和した。このような方針は、司法研修所事務局長から、平成25年度以降の司法修習生に対し、文書で通知している。

したがって、司法修習生の兼業許可について、上記のような方針以外に具体的基準を定めておらず、当然本件開示申出文書1は作成又は取得していない。

(2) 司法修習生の実務修習庁会については、司法修習生採用選考申込者の申告

に係る希望及び具体的事情を勘案して決定しており、基準を定めていない。

したがって、最高裁判所では、本件開示申出文書2は作成又は取得していない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成27年12月9日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同月16日 苦情申出人から意見書及び資料を收受
- ④ 同月25日 審議
- ⑤ 平成28年2月5日 審議
- ⑥ 同月24日 最高裁判所事務総長から資料を收受
- ⑦ 同年3月22日 最高裁判所の職員（事務総局人事局任用課長ほか）から口頭説明聴取及び審議
- ⑧ 同年4月11日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 本件開示申出について

本件開示申出は、苦情申出人が、最高裁判所に対し、本件各開示申出文書の開示を申し出たものである。

これに対し、最高裁判所事務総長は、本件各開示申出文書はいずれも作成し、又は取得していないとしてこれを不開示としたところ、苦情申出人は、本件各開示申出文書は本当に存在しないか不明であると主張して苦情の申出をしたが、最高裁判所事務総長は、原判断を妥当としている。

そこで、本件各開示申出文書の存否について、最高裁判所の職員の口頭説明の結果を踏まえ、検討する。

2 本件開示申出文書1について

(1) 最高裁判所事務総長が提出した資料及び最高裁判所の職員の口頭説明の結

果によれば、司法研修所においては、修習資金の貸与制の対象である平成25年度以降の司法修習生については、兼業の許可に係る運用を従前より緩和し、申請及び許可の数も増加したものの、各申請に対する許否については、事例ごとに個別に判断しており、許可基準のようなものは作成していないとのことである。また、上記資料等によれば、緩和の前提として、政府に設置された法曹養成制度検討会議の最終取りまとめにおいて、法の定める修習専念義務を前提に、その趣旨や司法修習の現状を踏まえ、司法修習生の中立公正性や品位を損なわないなど司法修習に支障を生じない範囲において従来の運用を緩和し、司法修習生が休日等を用いて行う法科大学院における学生指導をはじめとする教育活動により収入を得ることを認めるべきとの提言がされ、平成25年7月16日に開催された法曹養成制度関係閣僚会議において上記提言を是認する内容の決定がされたという状況があったことが認められる。司法研修所事務局長が平成25年度以降の司法修習生採用内定者宛てに発出した兼業に関する事務連絡にも、これらの状況について言及されているが、許可にあたっては、「事例ごとに個別具体的な事情を確認する必要があるものの、その業務内容に照らし、休日等に行う限りにおいては、許可しても差し支えない場合が多いと考えられる」とあるだけで、具体的基準は示されていない。

- (2) そこで検討するに、司法修習生は、その修習期間中、その修習に専念しなければならないこととされ（裁判所法67条2項）、最高裁判所の許可を受けなければ、他の職業に就き、若しくは財産上の利益を目的とする業務を行うこと、すなわち兼職や兼業をすることができないものとされ（規則2条）、修習専念義務が課されている。また、最高裁判所は、司法修習生の行状がその品位を辱めるものと認めるときその他司法修習生について最高裁判所の定める事由があると認めるときは、その司法修習生を罷免することができる（同法68条）とされており、司法修習生には品位保持義務が課されている。

さらに、司法修習生は、修習にあたって知った秘密を漏らしてはならない（規則 3 条）とされ、高い識見と円満な常識を養い、法律に関する理論と実務を身につけ、裁判官、検察官又は弁護士にふさわしい品位と能力を備えるように努めなければならない（規則 4 条）とされているから、司法修習生は、その地位の性質上、当然に中立公正性を保持しなければならないということができる。

そうすると、司法修習生から兼業の許可の申請を受けた最高裁判所としては、司法修習の性質上、その兼業の内容等が、上記のような裁判所法又は規則に定められた修習専念義務、品位保持義務及び中立公正性に抵触しないか否かを判断する必要があるということができ、これらが一種の基準となっていると解することができる一方、それ以上の詳細な具体的な基準を作成することは、兼業許可の制度の運用を硬直化することになりかねないとも考えられる。

また、最高裁判所の職員の口頭説明の結果によれば、平成 25 年度の司法修習生及び平成 26 年度の司法修習生についての兼業許可については、上記の裁判所法又は規則上の義務等を考慮して個別に判断する方法で運用されているところ、その許否の判断は適切に行われていると認められる。

(3) 以上を総合すると、司法修習生の兼業許可については、上記の法令の基準に沿った運用がされていて、具体的な基準の定めはないが、それによって許可の事務に支障は生じていないと認められるから、具体的な基準を定めた文書は作成し、又は取得していないとする最高裁判所事務総長の説明は合理的であるということができる。

したがって、最高裁判所において、本件開示申出文書 1 は保有していないものと認められる。

3 本件開示申出文書 2 について

最高裁判所事務総長は、司法修習生の実務修習庁会については、希望及び具

体的事情を勘案して決定しており、基準を定めていないと説明するところ、司法修習生の実務修習庁会の決定事務が、基準を定めなければならない性質のものであるとは認められず、他にその基準が存在することをうかがわせる事情も見当たらない。苦情申出人が主張する司法修習生の人数や予算も、基準の存在を基礎づけるものとはいえない。

したがって、本件開示申出文書2は作成し、又は取得していないとの最高裁判所事務総長の説明は合理的であり、最高裁判所において、本件開示申出文書2は保有していないものと認められる。

- 4 以上のおりであるから、本件各開示申出文書がいずれも作成し、又は取得していないとして不開示とした原判断については、最高裁判所においてこれらいずれも保有していないと認められるので、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人